

道路占用許可の手引き

突出看板を出す



日よけを設置する



工事用仮囲い、
足場を設置する



道路上に看板や日よけを出したり、工事用の仮囲いなどを道路に設置する時は、法令などによる基準を守らなければいけません。

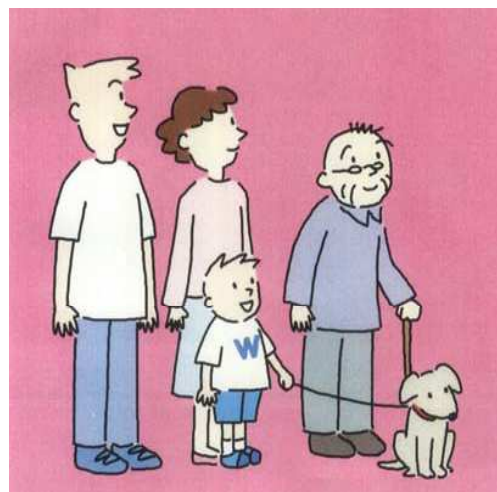
江東区

道路は本来、一般の交通道路として使用される公共施設です。

道路占用の許可は、占用しようとする物件が道路の敷地以外に余地がないことや一般公衆の自由な通行を目的とする道路に著しい支障を与えない場合に限って、特定の者に道路を使用する権利を与えるものです。

許可を受けて道路を占有することができる物件は道路法で限定されており、のぼり旗、立看板、自動販売機などは許可することができません。

許可を受けて道路を占有できる基準の概要は次のとおりです。

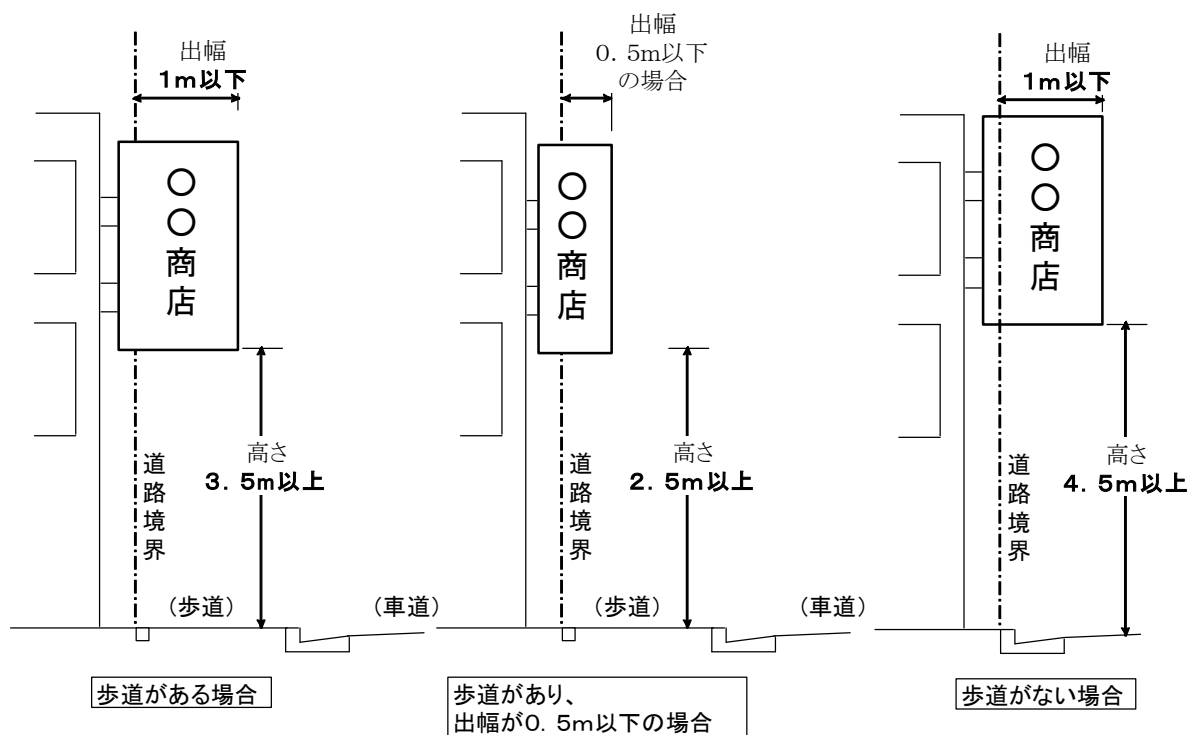


道路占用許可基準の概要

突出看板の基準

※ 1 営業（事業・作業）所につき 2 個以内

- ・ 歩道あり : 道路境界線からの出幅が 1 m 以下で、路面から下端部までの高さを 3.5 m 以上確保すること。（図－1 参照）
境界線からの出幅が 0.5 m 以下の場合、路面から下端部までの高さを 2.5 m 以上確保すること。（図－2 参照）
- ・ 歩道なし : 道路境界線からの出幅が 1 m 以下で、路面から下端部までの高さを 4.5 m 以上確保すること。（図－3 参照）



図－1

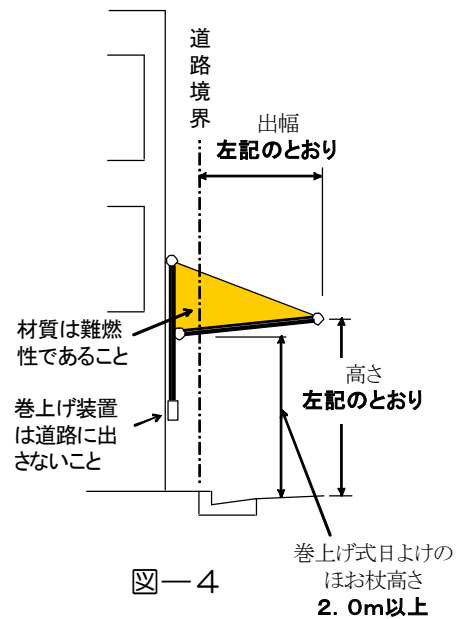
図－2

図－3

日よけ・雨よけの基準

※図－4 参照

- ・歩道あり：道路境界線からの出幅が1.0m以下で路面から下端部までの高さを2.5m以上確保すること。
- ・歩道なし：道路の幅が8m以上の場合は、出幅が1.0m以下、道路の幅が8m未満の場合は、出幅が0.5m以下で、路面から下端部までの高さを4.5m以上確保すること。



工事用仮囲い・足場、落下物防止用施設の基準

□足場・仮囲い等（図－5 参照）

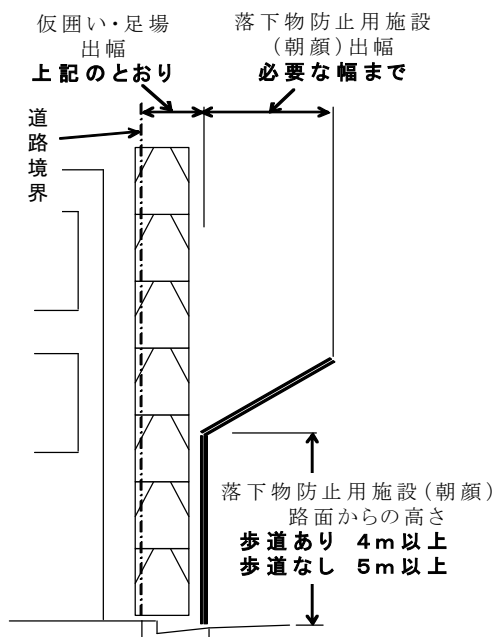
- ・歩道あり：道路境界線からの出幅が1m以下で、歩道有効幅員の1/3以下とし、原則として1.5m以上の余地を確保すること。
- ・歩道なし：道路境界線からの出幅が1m以下で、車道幅員の1/8以下。

□掛け出し足場（図－6 参照）

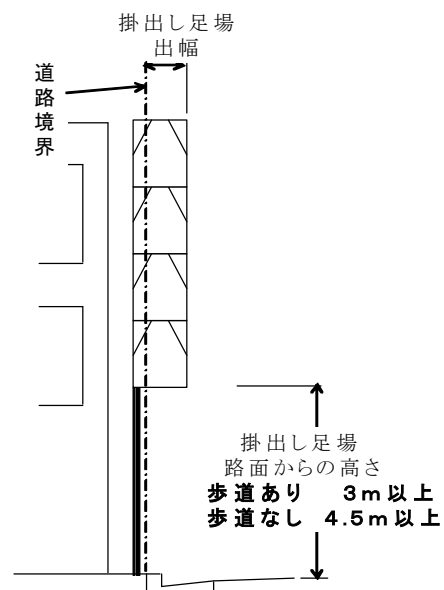
- ・歩道あり：路面から下端部までの高さは、3m以上確保すること。
- ・歩道なし：路面から下端部までの高さは、4.5m以上確保すること。

□落下物防止用施設（朝顔）（図－5 参照）

- ・歩道あり：必要な出幅とすることができる。路面から下端部までの高さは、4m以上確保すること。
- ・歩道なし：必要な出幅とすることができる。路面から下端部までの高さは、5m以上確保すること。



図－5



図－6

道路占用許可申請について

江東区が管理する道路は公共の場であり、私的な物件を無断で設置することはできません。足場等の工事用施設、商店や企業の看板・日除け等を道路上にはみ出す形で設置する場合は、道路占用基準を満たしたうえで、道路占用許可申請の手続きによる「道路法第32条の規定に基づく道路管理者の許可」が必要になります。

- **手続きに必要な書類**(申請書等は、「江東区ホームページ(<http://www.city.koto.lg.jp>)」でダウンロードしていただくか、「道路課道路占用係窓口」で受け取ってください。)

1 道路占用許可申請書類

- (1) 道路占用許可申請(協議)書 … 2部
- (2) 案内図 … 2部
- (3) 平面図 … 2部
- (4) 断面図(立面図) … 2部
- (5) 現況写真 … 2部

※占用箇所の路面状況が確認できるように「正面遠景」と「路面」の2方向から撮影し、占用箇所を着色してください。

- (6) 道路占用料免除申請書(免除対象物件の場合) … 2部

【注意】占用場所の所轄の警察署が東京湾岸警察署の場合は、すべて3部必要です。

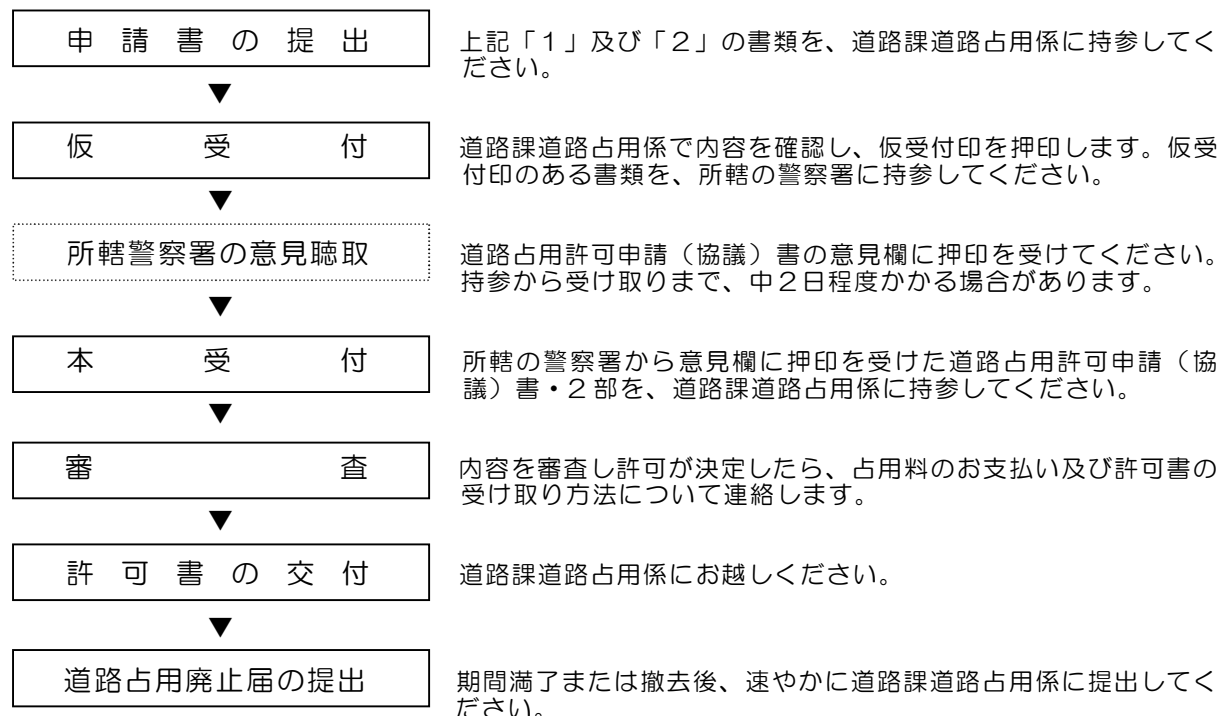
※占用物件の種類、設置状況・構造等により、(1)～(6)のほかに、別途添付書類が必要な場合があります。

2 道路使用許可申請書類

- (1) 道路使用許可申請書 … 2部
- (2) 案内図 … 2部
- (3) 平面図 … 2部
- (4) 断面図(立面図) … 2部

※不明な点等は、所轄の警察署に確認してください。

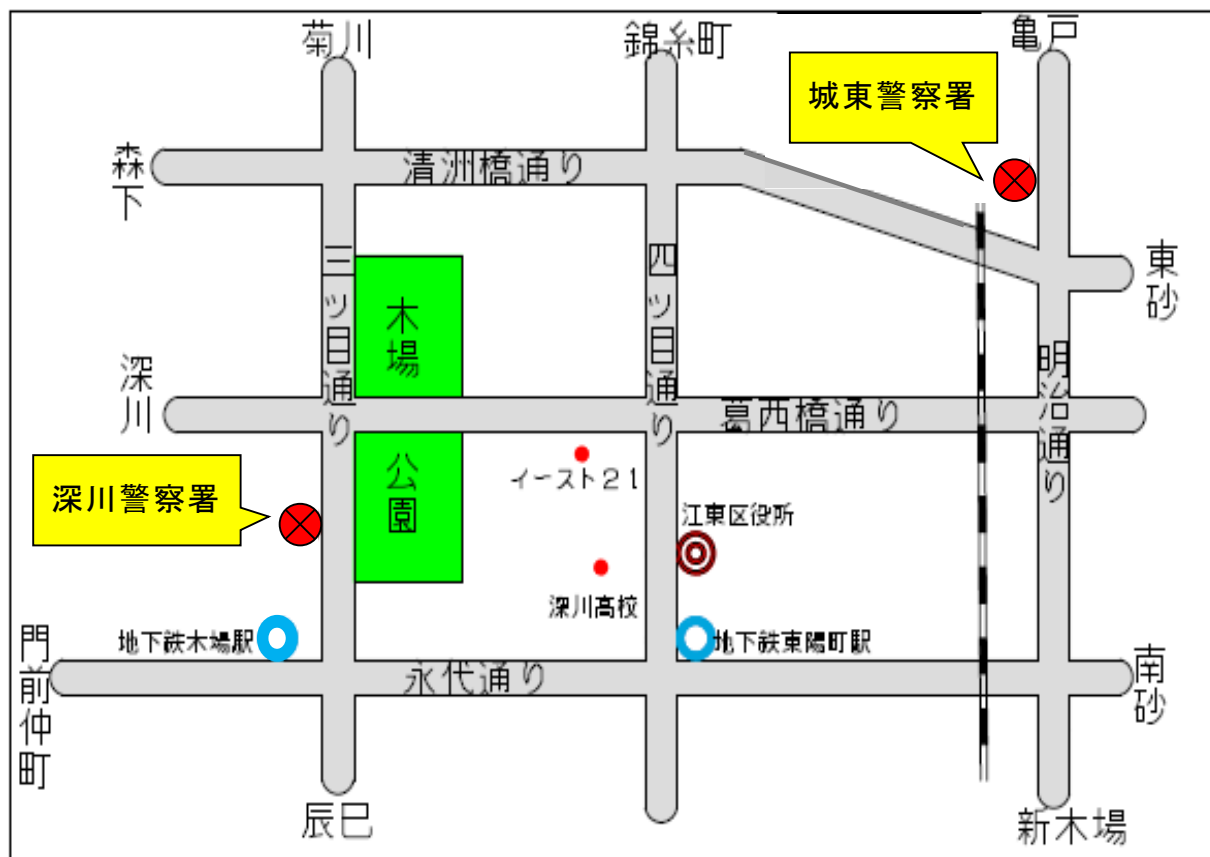
- **手続きのながれ**(本受付から許可書の交付まで、最大10日(土・日・祝日・年末年始を除く)かかりますので、余裕をもって手続きをしてください。)



- **問い合わせ先** 江東区土木部道路課道路占用係(防災センター3階4番)
直通電話 03(3647)9689

警察署案内図

- 深川警察署 木場3-18-6 TEL 03-3641-0110
 ○ 城東警察署 北砂2-1-24 TEL 03-3699-0110



- 東京湾岸警察署 青海2-7-1 TEL 03-3570-0110



道路占用料

主な占用物件の道路占用料

占用物件	道路占用料		減免措置 ※道路占用料免除申請が必要です。
突出看板	表示面積 1㎡あたり	1年間 24,600円	表示面積2㎡以下の看板 「全額免除」 表示面積3㎡～5㎡の看板 「2㎡分免除」
日よけ・雨よけ	占用面積 1㎡あたり	1年間 17,300円	年額3,270円を超える 額を免除
工事用仮囲い・足場	占用面積 1㎡あたり	1年間 24,600円	—
落下物防止用施設 (朝顔)	占用面積 1㎡あたり	1年間 10,300円	—

- ※1 看板で両面を使用するものは、裏面の表示面積については5割減とします。
例) 表示面積が2㎡で両面を使用する場合⇒ $2\text{㎡} \times 1.5 = 3\text{㎡}$
- ※2 表示面積や占用面積に1㎡未満の端数がある場合は、1㎡に切り上げます。
例) 占用面積が3.3㎡の場合⇒4㎡
- ※3 占用期間が1年に満たない場合は、月割りを持って計算し、さらに1月に満たない場合は、1月として計算します。
- ※4 道路占用料は『江東区「特別区道」道路占用料等徴収条例』により定められています。
- ※5 減免措置は『江東区「特別区道」道路占用料等徴収条例第3条の規定による減免措置の基準』によるものです。

問い合わせ先

江東区土木部道路課道路占用係

江東区東陽四丁目11番28号（防災センター3階4番）

直通電話 03（3647）9689

江東区ホームページ（<http://www.city.koto.lg.jp>）

お役立ち情報 ➤ 申請書ダウンロード ➤ 道路の占用